

# 現場説明書・施工条件明示事項

平成 28 年度都市再生整備総合交付金事業広戸御代田停車場線道路改良工事  
北佐久郡御代田町広戸 屋敷

工事の実施に当たっては、「土木工事共通仕様書」・「長野県土木工事施工管理基準」・「土木工事現場必携」及びその他指定された図書の記載事項、かつ以下の事項について施工条件とする。また、11 注意事項に記載した内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。

## 1 工事内容

- (1) 工事概要
  - ・工事概要は設計書表紙・内訳書のとおり。
- (2) 工事関連資料
  - ・本工事箇所に関連する測量・設計委託の成果資料及び地質調査等の報告資料は、閲覧が可能である、また契約後は貸与も可能である。
- (3) コスト縮減
  - ・常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努める。

## 2 工期関係

工程制限

- ・道路改良工事は野菜出荷期間中の 4 月から 9 月中は着手できない。

## 3 施工計画

- (1) 施工計画書
  - ・設計図書・「長野県土木工事共通仕様書」・「現場説明事項・施工条件明示事項」及び現場条件等を考慮し、現場での土工事等の着手前に速やかに「施工計画書」を作成し提出する。
  - ・工事内容に変更があった場合（変更内容指示時点または変更契約時点）は、「変更施工計画書」（当初施工計画書に修正）を事前に作成し提出する。
- (2) 添付書類
  - ・「施工体制台帳」、「施工体系図」
  - ・「下請負人に関する事項」、「再下請通知書」
  - ・「下請負人通知書」
  - ・「告知書」の「写」（請負者に下請負がある場合）
  - ・「説明書」に「分別解体等の計画書」を添付
  - ・「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」
  - ・収集運搬業者・中間処理業者及び最終処分業者の各「許可証」の「写」
  - ・請負者と運搬・処理・処分業者との各「契約書」の「写」
  - ・処理・処分業者の所在地及び計画運搬ルート
  - ・河川内作業における漁協との「協議書」の「写」
- (3) 関係機関への届出・協議
  - ・工事市町村への「工事届」
  - ・河川工事における漁協との協議

#### 4 用地・補償・支障物関係

##### ~~工事用借地~~

~~・本工事に必要な用地のうち、発注者で借地する箇所及び期間等は以下のとおり。~~

<del>借地目的</del>	<del>借地場所・面積</del>	<del>項目</del>	<del>借地条件等（中止期間・契約見込）</del>
<del>工</del>	<del>No 付近</del>	<del>借地期間</del>	<del>H 年 月 日 ～ 月 日 但し、</del>
<del>作業ヤード</del>	<del>約 m<sup>2</sup></del>	<del>使用条件</del>	
		<del>復旧方法</del>	
		<del>特記事項</del>	
<del>仮設道路</del>	<del>No 付近</del>	<del>借地期間</del>	<del>H 年 月 日 ～ 月 日 但し、</del>
<del>約 m<sup>2</sup></del>	<del>約 m<sup>2</sup></del>	<del>使用条件</del>	
		<del>復旧方法</del>	
		<del>特記事項</del>	

~~・上記以外に必要な借地及びこれに伴う諸手続は、請負者側で対応する。~~

~~・特に、「農地の一時転用」については、事前に地方事務所農政課・市町村・農業委員会等と調整をする。~~

~~・借地等は原形復旧を原則とし、所有者及び管理者等と立会のうえ、借地期間内に返還まで完了する。~~

~~・借地等の復旧箇所は、着手前の状況を写真や測量成果等で記録すると共に、境界杭や構造物の移動は引照点等を設けるなど適切な管理を行い、地権者等の立会で了解を得たうえで着工する。~~

#### 5 周辺環境保全関係

##### (1) 環境への配慮

- ・当工事は環境配慮指針の適用工事とする。（平成 15 年度から運用開始予定で特記仕様書あり）

##### (2) 大気への配慮

- ・建設機械・設備等は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。（別紙－1）

##### (3) 公道への配慮

- ・現場から発生土等の搬出時には、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行する。また、一般道が当工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において処理することとなるので工事着手前の現況写真を撮影し資料整備をしておくこと。

##### (4) 過積載の防止

- ・県が定める過積載防止対策に沿って必ず対策を行う。
- ・取引メーカーから購入する各種材料（生コン・As・骨材等）や下請業者についても、過積載防止対策の範囲とする。
- ・対策について、「施工計画書」の施工方法に具体的に記載する。
- ・工事現場において過積載車両が確認された時は、速やかに改善を行うと共に発注者にその内容を報告する。

##### (5) 排水への対応

- ・本工事施工に伴う排水は、沈殿処理・Ph 管理等の各法令を守り、自然環境等へ悪影響を及ぼす事のないよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにする。

## 6 安全対策関係

### (1) 安全教育・研修・訓練

- ・工事現場では、土木工事共通仕様書 1-1-1-37 に基づき労働災害及び公衆災害防止に努めると共に、全作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行う、安全教育等は工事期間中 月 1 回(半日)以上を実施し、この結果を工事日誌へ記録するほか工事写真に整理して提出する。

### (2) 安全施設

#### ① 交通安全施設

- ・車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れのある場合は、ガードレール・視線誘導板・回転燈等を設置すると共に、特に夜間の安全対策に配慮する。

#### ② 交通規制

- ・規制箇所は袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くする。  
また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法をとする。

### (3) 交通管理

#### ① 交通整理員

- ・本工事における交通整理員は、下記の配置を計上している。  
なお、近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に著しい変更が生じた場合、当初設計で予定している施工方法に対し著しく違う方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。

工 種	配置場所	配置員数	施工時間	備 考
		人/日		

## 7 仮設工関係

### (1) 工事用道路

- ・公道及び私道を工事用道路にする場合は、交通整理及び安全管理を十分に行い、事故・苦情の原因とならないようにする。また、使用中に道路及び付属施設を破損した時は、請負者の責任において速やかに原型復旧する。(工事着手前の写真を撮影し資料整備しておくこと)

## 8 残土・廃棄物関係

### (1) 建設副産物の処分

- ・本工事において生じる建設発生土及び産業廃棄物等の処分は、下記の処分先を想定して処分費・運搬費を計上しているので、請負者の都合による処分先の変更は、原則として設計変更しない。

### (2) 建設発生土

引渡場所・仮置場所	処分方法	運搬距離	特記事項
	任意	2.5km	

### (3) 特定建設資材 (建設リサイクル法)

- ・請負者は、発注者から「通知書」の「写」を受け取る。
- ・請負者は、下請負がある場合は下請負業者に対し「通知書」の「写」を添付して「告知書」にて告知する。
- ・再資源化等が完了した時は、発注者に「再資源化等報告書」にて竣工時に報告する。

	種 別	処分条件	備考
○	アスファルトコンクリート塊	再利用	数量は設計書記載のとおり
○	セメントコンクリート塊	無筋 C 〇	再利用
×		鉄筋 C 〇	再利用
○		二次製品	再利用
×	樹木幹・根	破砕再資源化	数量は設計書記載のとおり

- (4) 建設副産物の運搬・処理
- ・建設副産物を運搬・処理・処分業者に委託する場合は、必ず書面による委託契約を締結する。
  - ・廃棄物の運搬・処理・処分を業とする「許可証」を確認し、その「写」を工事資料に添付する。
  - ・下請負業者が建設副産物の運搬・処理・処分を行う場合でも、下請負契約とは別に委託契約を締結する。
  - ・「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」により適切に運搬・処理・処分されているか確認を行うと共に、「マニフェスト(A・B2・D・E表)」の「写」と再資源化施設・最終処分場との関係を示す写真を、竣工書類に添付する。
- (5) 再生資源利用等実施書の提出
- ・しゅん工時に、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」を作成し提出する。
  - ・作成は指定されたシステムにより行い、実施書はデータの入力されたFDを添付する。
  - ・対象は量の多少にかかわらず、建設副産物が発生する工事の全てとする。

## 9 品質・技術管理関係

- (1) 建設資材の品質記録
- ・土木構造物について建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出する。
- (2) 工事ｶﾅﾞ作成・登録
- ・請負者は、工事請負代金額 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス (CORINS・(財)日本建設情報総合センター)の入力システムに基づき「工事ｶﾅﾞ」を作成し、監督員の確認を受けた後、直ちに登録を行い発行された「工事ｶﾅﾞ受領書」の「写」を監督員に下記により提出する。
  - ・受注時登録の提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
  - ・完了時登録の提出期限は、しゅん工検査日までとする。
  - ・施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内とする。
- (3) 建設資材の試験
- ・コンクリート圧縮試験及び鉄筋引張試験等は、原則として(財)長野県建設技術センター試験所にて行う。  
また、コンクリートの供試体には、請負者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインしたQC版を入れる。
- (4) コンクリートの品質管理
- ①コンクリート担当技術者の配置
    - ・50m<sup>3</sup>以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置する。
    - ・同技術者は、現場代理人との兼務は不可であるが、主任技術者又は監理技術者との兼務は可能である。
  - ②責任分界点からの品質管理
    - ・請負者は、責任分界点から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のため試験等を生コン会社に委託する場合は、その全てに立会う。
  - ③生コン納品書(伝票)
    - ・生コン納品書は、しゅん工成果品として提出する。
    - ・納品書には、工場発時間・現場着時間及び打設完了時間を記入する。
- (5) 材料の承認
- ・工事で使用する材料は、「材料承認願」で承認を得るが、発注者から通知した材料は、一括承認済であるので承認は不要である。

## 10 その他

### (1) 各種調査・試験への協力

- ・「土木工事共通仕様書」1-1-1-17 に基づき、発注者が自ら又は発注者が指定する第3者が行う下記の調査・試験等に対して、請負者は協力する。

#### ① 公共事業労務費調査

- ・請負者は正確な調査が行えるように、労働基準法に従い就業規則を作成すると共に、賃金台帳を調整・保存する等、雇用している現場労働者の賃金・時間管理を適切に行う。また、工事の一部を下請負契約する場合は、当該下請負工事の受注者も同様の義務を負う旨を定める。

#### ② 諸経費動向調査

### (2) 構造改善

- ・建設現場における福祉の改善や労働時間の短縮、又は建設産業への理解を深める事業の実施などの構造改善対策にも配慮する。

### (3) 暴力団

- ・暴力団関係者等から工事妨害などの被害を受けた時は、速やかに警察署に被害届を提出する。

### (4) 工程管理の報告について

- ・工事を進めるにあたり工事工程のフォローアップを行うと共に、月末もしくは月初めにおいて、協議書により計画工程・実施工程の状況について必ず報告すること。  
また、週間工程表を毎週必ず提出し、監督員の確認を得ること。

## 11 注意事項（特記仕様書）

### 変更請負額

- ・設計変更に伴い算出する請負額は、次式による請負比率により算出する。  
(変更請負額) = (変更設計額) × (請負額) / (設計額) (千円以下切り捨て)

## 排出ガス対策型建設機械について

本工事においては、（表－１）に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年１０月８日付建設省経機発第２４９号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成７年度建設技術評価制度募集課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

（表－１）排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；  油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

## 指 導 事 項

(１) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(２) 建設工事の適正な施工の確保について

- 一 建設業法（昭和２４年５月２４日法律第１００号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成１２年１１月２７日法律第１２７号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- 二 建設業法第２６条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。
- 三 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第１５条第２号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同程度の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
- 四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(３) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(４) 建設業退職金共済制度について

- 一 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- 二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- 三 請負代金の額が８００万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後１ヶ月以内に御代田町長に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。
- 四 建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- 五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。

- 六 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。
- 七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(5) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- 一 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 二 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 四 さし枠装着車、物品積載装置の不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 五 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 八 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。